平成２９年（フ）第２９０号
愛知県西尾市住崎町郷中74番地１　レオパレスＬｏｓａ207号室
債務者　岩田真樹子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
愛知県岡崎市小針町字松山27番地　ＪＴＳ内10―21、住民票上の住所愛知県安城市赤松町新屋敷163番地２　祥福マンション赤松304（前住所）福島県南相馬市鹿島区鹿島字一本榎80番地の４
債務者　本田　雅也
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２４号
大阪府岸和田市春木南浜町11番６号
債務者　亀井　千鳥（旧姓東・岩井田）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５２号
大阪府貝塚市石才324番地８
債務者　田中　康司
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目20番22号藤田マンション18号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡北１丁目11番19号
債務者　小野知代子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
大阪府岸和田市小松里町2358番地ウイズ・ユー八木404号
債務者　美濃部貴之
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３７１号
大阪府泉佐野市高松東２丁目３番13―102号
債務者　森脇　克治
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３７３号
大阪府泉南市北野１丁目４番32号
債務者　澤井　　哲
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
大阪府和泉市山荘町339番地の125
債務者　森田　正治
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
大阪府泉佐野市大木521番地の１
債務者　河原　　寛
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
大阪府泉大津市曽根町１丁目９番15―105号、前住所愛知県名古屋市中村区本陣通６丁目25番地　レオパレスゆたか105号
債務者　谷藤　宏樹
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３８５号
大阪府貝塚市堀３丁目27番８―307号
債務者　玉永　浩三
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３８６号
大阪府岸和田市積川町27番地　スパシーバ積川203号、前住所大阪府柏原市山ノ井町６番43号
債務者　佐々木ゆかり（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３８９号
大阪府岸和田市岸城町18番11号、住民票上の住所大阪府岸和田市春木大国町２番13号
債務者　作原明日香
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９２号
大阪府岸和田市土生町２丁目16番５号　ドミール岸田301号、前住所大阪府貝塚市清児665番地３－４―1105
債務者　奥野美智子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
大阪府貝塚市堀３丁目26番２号
債務者　木田多美子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９７号
大阪府岸和田市大町４丁目18番７―605号
債務者　井上　佳香
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係